

長崎市告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する機関に変更があったため、生活保護法第55条の3第2号及び中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定により告示する。

令和8年6月2日

長崎市長 鈴木 史朗

（変更）開設者

業務の種類	指定施術機関名 （施術者氏名）	開設施術所名称	開設施術所所在地（旧）	変更年月日
			開設施術所所在地（新）	
柔道整復 はり・きゅう	馬場 誠士朗	誠心鍼灸整骨院	長崎市浜口町10番15号 丸一ビル2階	令和8年4月9日
			長崎市平野町11番13号 宮村ビル2階	